

公 示 公 告

平成31年1月29日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 沖データ製プリンター用トナーカートリッジの購入
- 2 調達内容，引渡期間及び引渡場所  
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等  
別添「見積り合せ要領」のとおり

# 見積り合せ要領

件名：沖データ製プリンター用トナーカートリッジの購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

## 1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成31年1月29日に公示公告した沖データ製プリンター用トナーカートリッジ（以下「物品」という。）の購入に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書の本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

なお、見積り合せに参加できる者は、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者に限ります。

## 2 見積り合せに付する事項

(1) 件名 沖データ製プリンター用トナーカートリッジの購入

(2) 内容、引渡期間及び引渡場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成31年3月7日（木）午後5時00分

（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額（8%で計算すること）を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者とします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 供給物審査

- (1) 供給物が本仕様を満たすことの確認のため、別紙様式の供給物審査願（表紙を除き書式は任意）及び同記載2の各提出資料を提出するものとします。なお、提出された内容に偽りあるいは誤解を招く表現があった場合は、不正競争防止法により処罰されることがあります。
- (2) 本件見積り合せに参加する者は、「供給物審査願」に関して説明を求められた場合には、提出者の負担において完全な説明をしなければなりません。
- (3) 提出先及び提出期限
  - ア 提出先  
〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号  
最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係
  - イ 提出期限  
平成31年2月15日（金）午後5時
- (4) 提出部数 1部
- (5) 供給物審査願の作成に要する費用は、提出者の負担とします。
- (6) 支出負担行為担当官は、提出された書類等を引渡能力の審査以外に、提出者に無断で使用することはありません。
- (7) 受領した書類は、返却しません。
- (8) 審査結果  
供給物審査願提出者は、審査結果について、平成31年2月25日（月）から見積書提出期限までの間に最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係に問い合わせてください。

## 7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。  
なお、照会は書面によることとします。

- (1) 受付窓口  
〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号  
最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：福井）  
電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）  
FAX 03-3234-0923  
（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）
- (2) 受付時間  
午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで  
（裁判所の休日を除く。）
- (3) (ア) 供給物審査願及び仕様書についての照会締切  
平成31年2月7日（木）の正午  
(イ) その他見積り合せ手続についての照会締切  
平成31年2月28日（木）の正午

## 8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

別紙様式（供給物審査願）

平成31年 月 日提出

最高裁判所 御中

提出者の  
住所

代表者の氏名及び印（又は署名）

印

## 供給物審査願

下記件名の見積り合せに参加したいので、別添資料により供給物品等の審査をお願いします。

### 記

- 1 件 名  
沖データ製プリンター用トナーカートリッジ等の購入
- 2 提出資料（別添のとおり）
  - (1)  参考規格品を供給します。  
 供給する物品の製造メーカー、製品名、同物品が仕様書に求める規格、機能を満たしていることを示す書面又はカタログ等。ただし、参考規格品を供給する場合はカタログ等の添付は不要。
  - (2) 出荷証明書（書式任意）
- 3 提出内容の問い合わせ先  
連絡担当者の所属部署、氏名及び電話番号（名刺の添付でも可。）

## 仕 様 書

### 1 件名

沖データ製プリンター用トナーカートリッジの購入

### 2 品目、規格及び予定数量等

#### (1) 品目

トナーカートリッジ

#### (2) 規格

A4判 ISO/IEC 19752 基準で 20,000 枚相当印刷できるもの。

#### (3) 予定数量

別表のとおり

#### (4) 参考規格

別表のとおり

### 3 引渡期間

契約日から平成32年3月31日まで

### 4 引渡場所

別表のとおり

### 5 引渡方法等

(1) 発注は、別表記載の各裁判所本庁（以下「各本庁」という。）から、受注者に対し、原則として、毎月1回、10日（裁判所の閉庁日にあたる場合は前開庁日）までに、引渡すべき物品（品目、数量）及び引渡先（契約締結後に各本庁から適宜の方法で通知する。）について、適宜の方法により通知して行い、同月25日（裁判所の閉庁日にあたる場合は前開庁日）までに引渡すこと。ただし、別途、各本庁と協議の上、月2回以上の発注にも柔軟に対応すること。

(2) 作業時間は、午前9時30分から午後4時30分までとし、正午から午後1時までには、作業を行わないこと。

(3) 納品の際、引渡場所の裁判所係官に納品書を送付すること。

(4) 発注の問い合わせ等は後日通知する各本庁担当者と直接行うこと。

### 6 請求及び支払い

(1) 遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注した各本庁に送付すること。ただし、平成32年3月引渡分の請求書は、同年4月7日までに各本庁に提出するものとする。

(2) 各本庁は、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

### 7 その他

(1) 本件売買契約は、単価契約とする。ただし、予定数量については発注を保証するものではない。

(2) トナーカートリッジは、メーカー純正品（リサイクルを含む。）であること（汎用品は不可）。

なお、国内純正品以外の場合（リサイクルを含む。）は、無償保証、瑕疵担保責任の定めが国内純正品と同様に適用され、カートリッジの所有権も発注者に移転すること。

- (3) 受注者は、各本庁と協議の上、使用済トナーカートリッジの回収を無償で行うものとする。
- (4) 物品引渡し及び回収作業に要する費用はすべて受注者において負担すること。
- (5) 引き渡した物品に不具合が生じた場合には、速やかに交換を実施すること。
- (6) 引き渡した物品が原因で機器が故障した場合には、受注者が修理し、その費用は全て受注者において負担すること。
- (7) その他詳細については、裁判所の係官の指示に従うか、又は打ち合わせを行うものとする。

(別表)

整理番号	1	
メーカー名	沖データ	
機種名	B840dn	
参考規格		EPC-M3B2
印刷可能枚数		20,000

	本庁名	高地家裁別	支部簡裁名	支部簡裁別	郵便番号	引渡先住所	引渡先部課数	台数	年間予定数量(本)
1	最高裁	裁判所職員総合研修所			351-0196	埼玉県和光市南2-3-5	1	7	3
2	横浜	地裁			231-8502	神奈川県横浜市中区日本大通9	1	1	1
3	奈良	地裁	宇陀	簡裁	633-2170	奈良県宇陀市大字陀下茶2126	1	1	1
4	富山	地家裁			939-8502	富山県富山市西田地方町2-9-1	1	1	1
5	広島	地裁			730-0012	広島市中区上八丁堀2-43	1	1	1
6	山口	地裁			753-0048	山口県山口市駅通り1-6-1	1	1	1
7	松江	地家裁	浜田	支部・簡裁	697-0027	島根県浜田市殿町980	1	1	1
8	松江	地家裁	西郷	支部・簡裁	685-0015	島根県隠岐郡隠岐の島町港町指向5-1	1	1	1
9	大分	地家裁			870-8564	大分県大分市荷揚町7-15	1	1	1
10	那覇	地裁			900-8567	沖縄県那覇市桶川1-14-1	1	1	1
11	仙台	家裁			980-8637	宮城県仙台市青葉区片平1-6-1	1	1	1
合計								17	13